

宇都宮市まちづくりセンター自動ドア保守点検業務仕様書

1 目的

宇都宮市まちづくりセンターに設置してある自動ドアを、正常かつ良好な状態に保ち、安全性と耐久性を維持することを目的とする。

2 機種及び台数

TERAOKA 両引 160KLDM 1台

3 業務期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

4 業務内容

(1) 保守点検内容

- ア 駆動装置 駆動装置の取り付け緩み等
- イ 制御装置 コントローラーの取り付け緩み等
- ウ 懸架装置 走行レールの取り付け緩み等
- エ 操作部 電源スイッチの機能・損傷等
- オ 検出装置 起動スイッチの取り付け具合・外観の損傷状態・機能・感度の具合等
- カ 扉建具部 扉吊元部補強下地の取り付け緩み・脱落・損傷等
- キ 電気 電源・電圧の状態等
- ク 総合動作 閉力、開閉速度等

(2) 保守点検の範囲

保守点検の範囲については、上記保守点検内容のほか、消耗品の交換及び軽微な修繕等を含んだものとする。

(3) 保守点検の方法

- ア 定期保守点検 機器の予防保全のため、年3回調整点検を行う。
- イ 緊急保守点検 管理者の通報に基づき、緊急に機器の保守又は修理を行う。

5 報告

- (1) 指定管理者は保守点検を実施しようとするときは、あらかじめ市に連絡すること。
- (2) 指定管理者は保守点検を実施したときは、直ちに「保守点検業務報告書」を作成すること。

6 経費の負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

7 委託業務遂行上の義務

委託業務遂行にあたっては、次の事項に十分に留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 事故のないよう十分注意すること。

8 その他

(1) 修理または取替えの条件

修理または取替えの範囲は、自動ドアを通常使用する場合に生ずべき磨耗及び損傷に限る。市または使用者の不注意、不適當な使用、管理その他指定管理者の責によらない事由によって生じた修理・取替えは含まない。

(2) 撤去品および残材の処置

この仕様書に基づく作業によって発生する撤去品及び残材を無償で引き取り指定管理者の負担で速やかに搬出すること。

(3) 作業時間

作業時間は、施設の運営に支障のないよう留意すること。

- (4) この仕様書に記載されていない事項等が発生した場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定し、責任をもって対処する。